

液化石油ガス法（保安機関）申請・届出の手引

この手引きは随時改訂されるので、最新版を入手すること

(改訂履歴)

| 改訂年月日 | 改訂の概要 | 該当ページ |
|-----------|------------------------|---------------|
| H18. 4. 1 | 新たに作成 | |
| H24.10.16 | 添付書類の一部改正 様式番号の一部変更 | 2,3,4,6,7 |
| H25. 4. 1 | 組織改編及び審査基準改正に伴う改訂 | 1,2,3,4,5,6,7 |
| H30.10. 1 | 添付書類の一部改正 | 全 |
| R3.4.1 | 押印を求める手続きの見直しに伴う改訂 | 7,8 |
| R5.4.1 | 権限移譲及び政令、省令等の一部改正に伴う修正 | 1,2,4,6,7,8 |
| | | |
| | | |

令和5年4月

千葉県防災危機管理部産業保安課
千葉市消防局予防部指導課

令和5年4月1日より千葉市内の販売所等に係る液化石油ガス法の事務の一部に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

千葉市消防局予防部指導課が申請窓口となる事務

<手数料は現金納付となります。>

- ・ 千葉市内の販売事業者に係る事務
(千葉市内にのみ販売所を有する場合に限る)
- ・ 保安機関に係る事務
(千葉市内に所在する販売所の保安業務のみを行う場合に限る。)
- ・ 千葉市内の特定供給設備、充てん設備、貯蔵施設に係る事務
- ・ 千葉市内の特定液化石油ガス設備工事事業者に係る事務
- ・ 千葉市内における液化石油ガス設備工事に係る事務
- ・ 千葉市内で発生した液化石油ガス一般消費者等に係る事故に係る事務

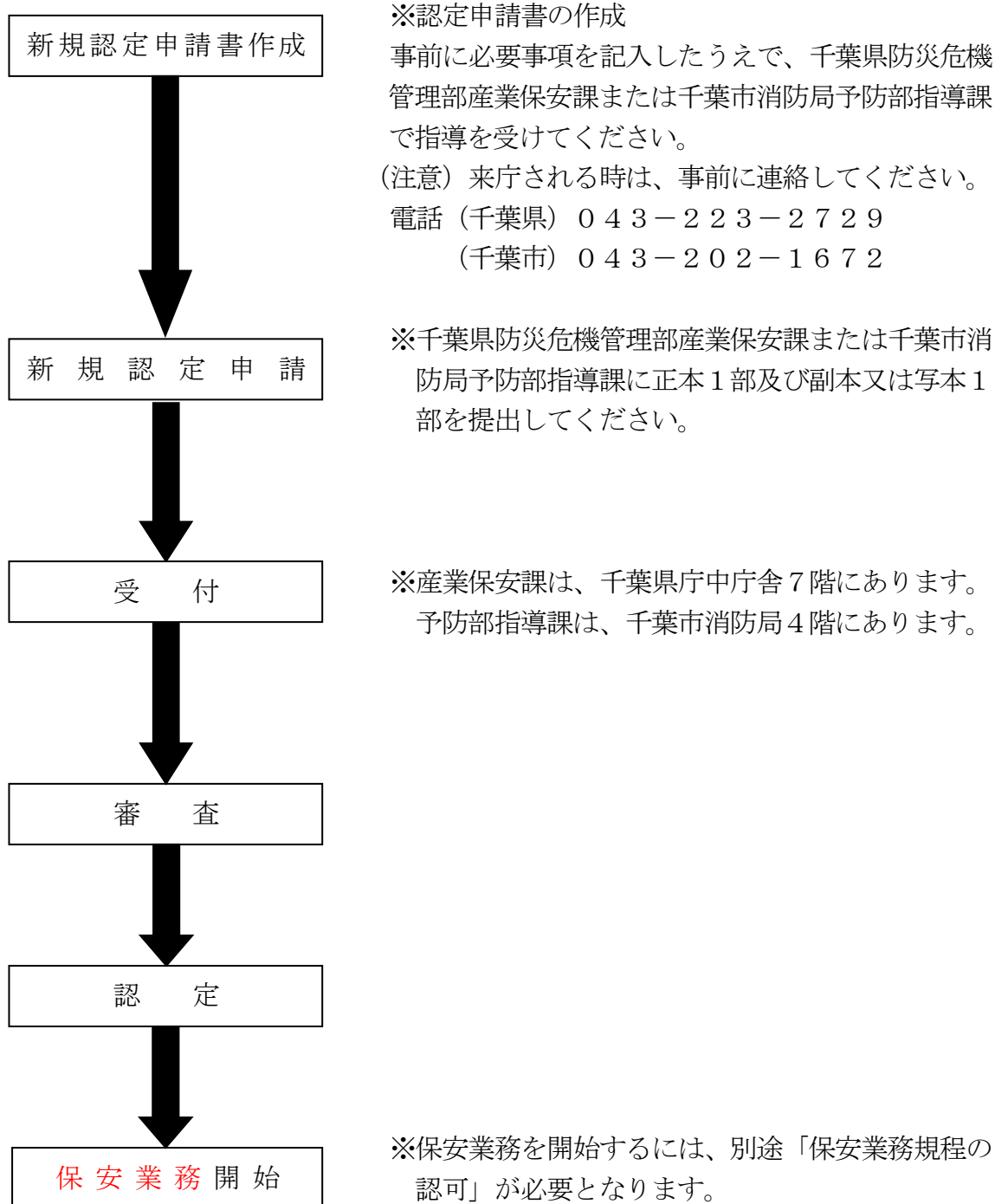
目 次

ページ数

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 保安機関の新規認定の手続きについて | 1 |
| 2 | 保安機関の認定更新の手続きについて | 2 |
| 3 | 保安機関の認定（新規、更新）申請【規則第30条、第34条】 | 3 |
| 4 | 保安業務規程の（変更）認可申請【規則第39条】 | 5 |
| 5 | 一般消費者等の数の増加認可申請【規則第35条第1項】 | 6 |
| 6 | その他の届出等 | 7 |
| | （1）一般消費者等の数の減少届【規則第35条第2項】 | |
| | （2）認定行政庁の変更届【規則第40条】 | |
| | （3）保安機関の変更届【規則第41条】 | |
| | （4）保安機関の承継届【規則第42条】 | |
| | （5）保安業務の廃止届【規則第43条】 | |

※ 保安機関に係る手続きにおいて、全ての「申請」は事前に提出、全ての「届書」は事後の提出となります。

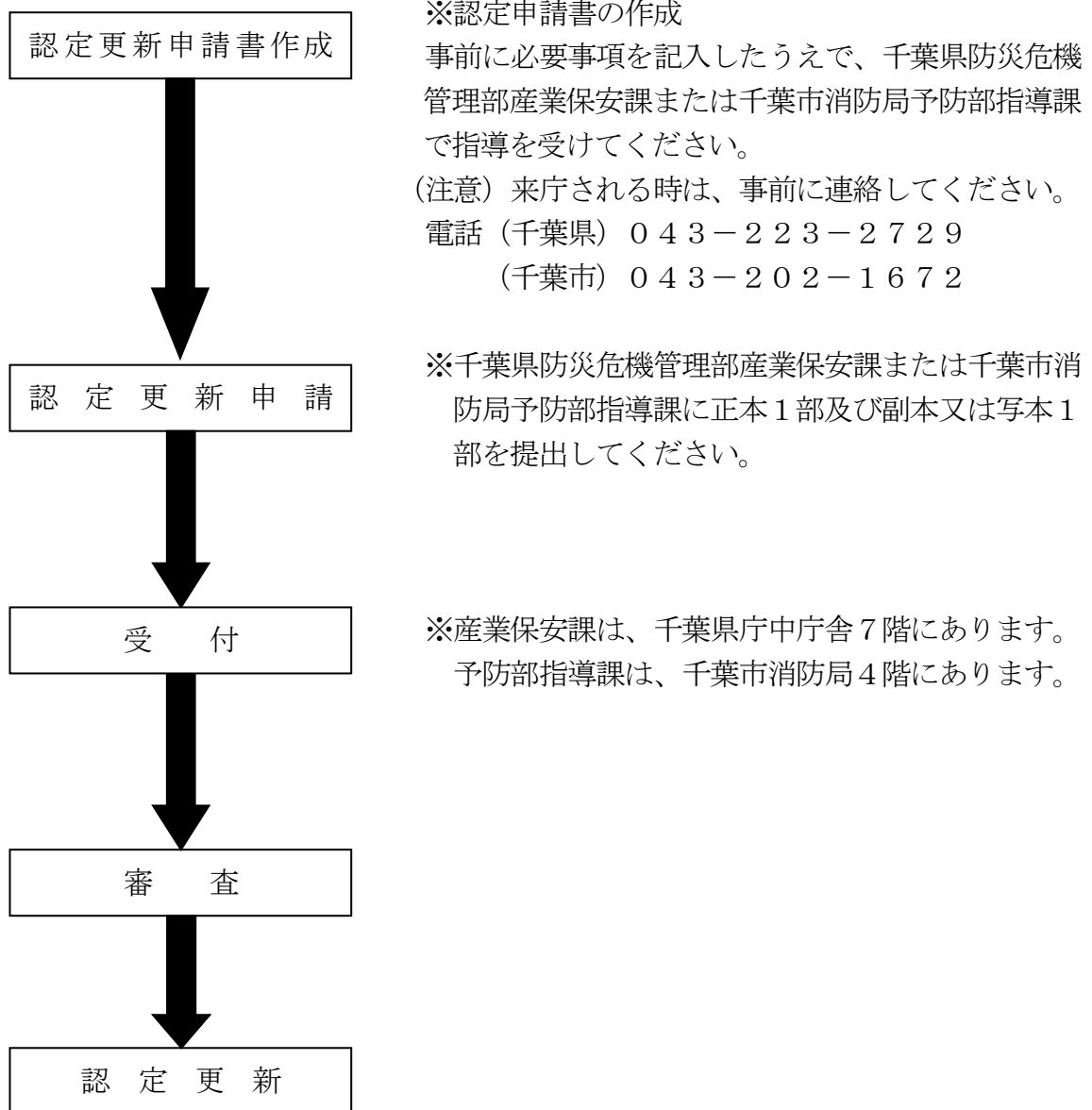
1 保安機関の新規認定の手続きについて



[注意]

- 1) 保安業務規程認可申請を新規認定申請と同時に行ってください。
- 2) 新規認定申請には手数料が必要となります。(保安業務規程認可申請には不要)

2 保安機関の認定更新の手続きについて



[注意]

- 1) 保安業務規程変更認可申請、一般消費者等の数の増加申請、一般消費者等の数の減少届を認定更新申請と同時に提出することは可能です。その場合、重複する添付書類は省略することができます。なお、手続きは別になります。
- 2) 認定更新申請には手数料が必要となります。
- 3) 認定更新申請は、満了日の30日前までに行う必要があります。

3 保安機関の認定（新規、更新）申請【規則第30条、第34条】

No.1-1

| | 様式及び添付書類 | 該当項目 に○印 |
|---|---|-------------|
| 1 | 保安機関認定更新申請書<様式B 1（新規）、様式B 2（更新）> | |
| 2 | 保安業務に係る事業所の名称及び所在地一覧表<様式B 4> 1. 事業所が複数の場合のみ添付 | |
| 3 | 保安機関認定申請に係る事業所別内訳一覧表<様式B 1 8> 1. 事業所が複数の場合のみ添付 | |
| 4 | 保安業務計画書<様式B 5> 1. 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成すること | |
| 5 | 保安業務の技術的能力の算定に関する事項<様式B 6～B 9> 1. 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成すること | |
| 6 | 資格者一覧表<様式B 1 0> 1. 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成すること | |
| 7 | 申請者（法人にあってはその役員を含む）が法律第30条各号（欠格条項）に該当しないことの誓約書<様式B 1 1又はB 1 1-2> | |
| 8 | 役員、構成員の構成を説明する書面<様式B 1 2～B 1 4> 1. 申請者が法人の場合に添付 2. 法人の構成員リスト（様式B 1 4）は、申請者の法人の種類が株式会社の場合に添付 ※ 株式会社以外の場合には、社員名簿、組合員名簿等を添付 | |
| 9 | 法律第31条第4号（保安業務以外の業務を行う場合の措置）に関する事項<様式B 1 5> 1. 保安業務以外の業務を行っている（兼業している）場合に添付 | |

| | 様式及び添付書類 | 該当項目 に○印 |
|---|--|-------------|
| 1 | 賠償責任保険の契約書の写し | |
| 2 | 定款の写し及び登記事項証明書原本（法人のみ） | |
| 3 | 申請者の身分証明書（個人のみ） | |
| 4 | 資格者全員の免状の写し（設備士にあつては、再講習の日付が分かる部分も添付） | |
| 5 | 保安業務用機器台帳及び保安業務用機器の写真（各機器の所有数が分かり、かつ鮮明に写っているもの） ※機械式自記圧力計は、kPa 単位のものである必要があるため、それが確認できる写真を添付すること。 | |
| 6 | 緊急時対応の事業所の位置及び一般消費者等の範囲の図面 1. 保安業務区分のうち緊急時対応の認定を受ける場合に添付 2. 図面の縮尺は1 / 10万～1 / 20万程度とし、縮尺寸法目盛りも記入すること 3. 事業所から直線距離で20kmの範囲及び事業所から原則30分以内で緊急時対応が行える地理的範囲を図示すること | |
| 7 | 緊急時対応を行う場合の方法に関する書面 1. 保安業務区分のうち緊急時対応の認定を受ける場合に添付 2. 出勤のための手段及び緊急時連絡の受信方法等について詳しく記載すること | |
| 8 | 兼業する業務の種類、割合及び概要を記載した書面 下記のいずれかの書面 1. 会社（店舗）概要書 2. 前期の収支決算書又は損益計算書 | |
| 9 | 千葉県：手数料分の千葉県収入証紙（様式G1に証紙を貼付） 千葉市：手数料は現金納付 | |

4 保安業務規程の（変更）認可申請【規則第 39 条】

◆以下の場合が該当します。

- ・ 保安機関の新規認定時
- ・ 保安業務区分の追加又は減少
- ・ 事業所の追加又は減少
- ・ 一般消費者等の数の増加又は減少
- ・ 事業所の名称、所在地の変更
- ・ その他、保安業務規程の記載内容の変更

No.2-1

| | 様式及び添付書類 | 該当項目 に○印 |
|---|---|-------------|
| 1 | 保安業務規程（変更）認可申請書<様式B 1 6 又はB 1 7 > | |
| 2 | 保安業務規程（次の事項を記載したものであること） 1. 事業所の所在地 2. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数 3. 保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項 4. 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項 5. 保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法 6. 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者連絡する方法 7. その他、保安業務に関し必要な事項 | |

その他の添付書類

No.2-2

| | 様式及び添付書類 | 該当項目 に○印 |
|---|---|-------------|
| 1 | 緊急時対応を行う場合の方法に関する書面 1. 保安業務区分のうち緊急時対応の認定を受ける場合に添付 2. 出動のための手段及び緊急時連絡の受信方法等について詳しく記載すること | |

5 一般消費者等の数の増加認可申請【規則第 35 条第 1 項】

No.3-1

| | 様式及び添付書類 | 該当項目 に○印 |
|---|---|-------------|
| 1 | 一般消費者等の数の増加認可申請書<様式B 3 > | |
| 2 | 保安業務に係る事業所の名称及び所在地一覧表<様式B 4 > 1. 事業所が複数の場合のみ添付 | |
| 3 | 保安機関認定申請に係る事業所別内訳一覧表<様式B 1 8 > 1. 事業所が複数の場合のみ添付 | |
| 4 | 保安業務計画書<様式B 5 > 1. 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成すること | |
| 5 | 保安業務の技術的能力の算定に関する事項<様式B 6～B 9 > 1. 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成すること | |
| 6 | 資格者一覧表<様式B 1 0 > 1. 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成すること | |

その他の添付書類

No.3-2

| | 様式及び添付書類 | 該当項目 に○印 |
|---|---|-------------|
| 1 | 賠償責任保険の契約書の写し（増加分をカバーしているもの） | |
| 2 | 緊急時対応の事業所の位置及び一般消費者等の範囲の図面 1. 保安業務区分のうち緊急時対応の認定を受ける場合に添付 2. 図面の縮尺は1 / 1 0 万～1 / 2 0 万程度とし、縮尺寸法目盛りも記入すること 3. 事業所から直線距離で2 0 k mの範囲及び事業所から原則3 0 分以内で緊急時対応が行える地理的範囲を図示すること | |
| 3 | 千葉県：手数料分の千葉県収入証紙（様式G 1 に証紙を貼付） 千葉県市：手数料は現金納付 | |

6 その他の届出等

(1) 一般消費者等の数の減少届【規則第35条第2項】

- ① 一般消費者等の数の減少届書<様式B19>
- ② 保安業務計画書<様式B5>
- ③ 保安業務の技術的能力の算定に関する事項<様式B6～B9>
- ④ 資格者一覧表<様式B10>

(2) 認定行政庁の変更届【規則第40条】

① 認定行政庁変更届書<様式B20>

(新認定行政庁の認定証の写しを添付)

- ア) 千葉県から経済産業省(局)認定へ変更の場合→新規認定申請を経済産業省(局)へ申請し、様式B20を千葉県へ届出
- イ) 経済産業省(局)から千葉県認定へ変更の場合→新規認定申請を千葉県へ申請し、様式B20を経済産業省(局)へ届出
- ウ) 千葉県から千葉市認定へ変更の場合→新規認定申請を千葉市へ申請し、様式B20を千葉県へ届出
- エ) 千葉市から千葉県認定へ変更の場合→新規認定申請を千葉県へ申請し、様式B20を千葉市へ届出
- オ) 千葉市から経済産業省(局)認定へ変更の場合→新規認定申請を経済産業省(局)へ申請し、様式B20を千葉市へ届出
- カ) 経済産業省(局)から千葉市認定へ変更の場合→新規認定申請を千葉市へ申請し、様式B20を経済産業省(局)へ届出

(3) 保安機関の変更届【規則第41条】

◆以下の場合が該当します。

- ・ 保安機関の名称、住所、代表者等の変更
- ・ 事業所名称、所在地等の変更
- ・ 事業所の増設又は廃止
- ・ その他、保安機関に係る変更

① 保安機関変更届書<様式B21>

- ② 緊急時対応の事業所の位置及び一般消費者等の範囲の図面
(事業所所在地の変更がある場合)

(4) 保安機関の承継届【規則第42条】

- ① 保安機関承継届書（甲）＜様式B22＞
- ② 誓約書＜様式B11又はB11-2＞

(相続の場合)

- ③ 承継者の身分証明書
- ④ 戸籍謄本（被承継者と相続人全て）
- ⑤ 保安機関相続同意証明書（承継者を除く相続人全て、1人1枚）
＜様式B24＞
- ⑥ 保安機関相続証明書（相続人が一人の場合、複数の第三者名で）
＜様式B25＞

(合併又は分割の場合)

- ③ 合併又は分割後の登記事項証明書（合併又は分割の事実が記載されているもの）

(事業の全部譲渡の場合)

- ③ 保安機関事業譲渡証明書＜様式B27＞
- ④ 譲渡に関する契約書等の写し
- ⑤ 承継者の登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）

※ 千葉県) 承継後の所管行政庁が千葉県以外の場合は、「保安機関承継届書（乙）＜様式B23＞」に合併後の登記事項証明書又は身分証明書を添付し、千葉県へ届出ること。

※ 千葉市) 承継後の所管行政庁が千葉市以外の場合は、「保安機関承継届書（乙）＜様式B23＞」に合併後の登記事項証明書又は身分証明書を添付し、千葉市へ届出ること。

(5) 保安業務の廃止届【規則第43条】

- ① 保安業務廃止届書＜様式B26＞